

広島県告示第三百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務所 の所在地	事業所の 名称	事業所 の所在地	指定年月日
池田 広子	呉市音戸町北隠渡一丁目四番七号	池田歯科医院	呉市音戸町北隠渡一丁目四番七号	平成二三年六月一日
社会福祉法人尾道さつき会	尾道市久保町一七八六番地	しまの風居宅介護支援事業所	尾道市向島町五六一七番地五	平成二三年二月一日
有限会社トッツ	尾道市平原三丁目一番一五号	デイサービスセンターふぁみりい因島	尾道市因島重井町五二七六番地一七	平成二三年三月一日
有限会社しらかば	廿日市市阿品四丁目五一番二六号	みずほ福祉用具貸与事業所	廿日市市阿品四丁目五一番二六号	平成二三年三月一日
有限会社しらかば	廿日市市阿品四丁目五一番二六号	みずほ福祉用具販売事業所	廿日市市阿品四丁目五一番二六号	平成二三年三月一日
有限会社サクシード	安芸郡海田町国信二丁目一番三三号	デイホームあいあいほのかの家	安芸郡海田町国信二丁目一番三三号	平成二三年三月一日
有限会社百樹	安芸郡府中町本町二丁目一番九号	小規模多機能ホームなどの郷府中	安芸郡府中町本町二丁目一番九号	平成二三年三月一日